

# 市長定例記者会見資料



令和2年10月23日	
所 属	行政管理課
所属長	藏元 秀幸
電 話	06-6489-6196

## 市民の方の利便性向上のため、年度内に押印を廃止します

尼崎市では、市民の利便性の向上と効率的な行政運営のため、令和2年度内に市民からの申請書手続きなどで原則、押印を廃止します。

これまで、本市では、平成5年度から施設の利用申請書などにおける押印省略の基準（別紙）を定め、運用してきました。当時の取組状況では、申請書の様式数1,175のうち、142の様式で押印を省略する取り扱いに改めました。

コロナ禍で、感染拡大を防止するため、国で「書面・押印・対面」に基づく行政手続きの見直しが進められる中、本市においても脱押印を積極的に取り組み、市民・市内事業者などの行政手続きの簡素化と市民サービス向上につなげていきます。

### 1 見直し対象の申請書など

市に提出されるすべての申請書、届出書など（以下、「申請書など」）で、押印を求めているもののうち、国・県の法令で義務付けされた様式は除き、市が押印の可否を決定できるものについて、原則、押印を廃止します。

### 2 スケジュール

10月30日までに期限内に庁内で改めて押印を求めている申請書などの調査を実施しています。市独自の帳票は、押印省略の取り扱いを定めた基準を年度内に改訂し、令和3年度から様式変更した申請書などを使用していきます。

令和2年度						令和3年度
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
庁内調査	調査結果集約		各局ヒアリング・様式変更準備			様式変更

### 3 今後について

押印廃止を進めるとともに電子申請を推進していきます。また、市職員の通勤届など内部書類で、押印を求めているものについても順次、見直していきます。

以 上

各局室長様

総務局長

押印の見直しについて（通知）

市民から提出を求める申請書等の押印の省略については、最近、他都市においても実施されているところであり、本市においては、これまでも市民サービスの観点から、一部の市民利用施設の使用許可申請書等への押印を省略してきましたが、昨年度から本格的に実態を詳細に把握し、全庁的に見直しを推進するため各局とヒアリングを行いました。その結果、「押印見直しの基準」を作成しましたので、これに基づき、より一層の市民サービスの向上と事務処理の簡素・迅速化を図ることを目的として、市民から提出される申請書等への押印の見直しを実施します。

1 推進方法

- (1) 市民の利便性の向上等の観点から、別紙の「押印の見直し基準」に基づき、各所属で可能な限り押印省略の方向で見直しを行う。
- (2) 外郭団体等についても、上記に準じて実施するよう各所管局から指導する。
- (3) 見直し結果（外郭団体分を含む）については、各局室総務担当課でとりまとめて、平成5年2月15日（月）までに行政管理課へ所定の様式で報告する。
- (4) 実施に当たって、規則の改正が必要なものは、行政管理課で行いますので、見直し結果と併せて改正依頼を提出する。

なお、要綱改正については、各局室において対応すること。

2 対象帳票選定にあたっての基本的な考え方

対象帳票選定にあたっては、次の点等を総合的に考慮して行うこととする。

- (1) 市民サービスの向上に寄与するものか
- (2) 市業務への信頼が確保できるか
- (3) 事務処理が複雑にならないか
- (4) プライバシーの侵害にならないか

3 注意事項

- (1) 押印の省略により、申請者にそれ以上の負担をかけることのないようにすること。
- (2) 申請者の要望による記名押印を妨げないこと。

4 実施時期 平成5年4月1日

以上  
(行政管理課)

## 押印見直しの基準

### 1 押印欄を省略する帳票

- (1) 施設の利用申請書
- (2) 申請者を特定する必要性がなく、誰でも請求できるもの

例：各種の相談、閲覧、施設見学、講習会への応募等

- (3) 添付する書類により、本人確認ができるもの

本人しか入手できないような書類を申請書に添付してもらう場合は、それにより本人確認が可能となるので、申請書の押印欄は省略する。

例：所得証明書、運転免許証の写しの添付を要件としているもの

官公庁が個人に発行する手帳の写しの添付や番号の記入を義務づけているもの

- (4) 一連の申請手続きの中で省略が可能となるもの

申請、許可、請求、受領等の一連の手続きが続く場合、押印は必要最小限にする

- (5) その他事後に紛争の生ずるおそれがないもの

### 2 押印欄を省略しない帳票

- (1) 国、県の法令、通達、指導等により様式を定めているもの及び押印を義務づけられているもの

- (2) 請負、委託、売買等の契約行為に関するもの

- (3) 貸付金、補助金、還付金等の公金の支出に係るもの

- (4) 許認可に係るもの

- (5) 委任状、誓約書、保証書等社会慣習上押印することが一般的と認められるもの

- (6) プライバシー保護のため本人の意思と責任を慎重に確認して事務処理する必要があるもの

- (7) (1)～(6)以外で、権利義務関係が重大で事後に紛争の生ずるおそれがあるもの

- (8) その他